高松市監查委員告示第31号

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年12月28日

高松市監査委員 木 田 一 彦

同 大 西 均

同 大 西 智

同 山 下 誠

監査結果に基づく措置通知

(定期監查·行政監查) (令和5年12月28日)







高松市監查委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

| 措置 通知 No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号※ | 区分 ※ | 項目 | 公表文 該当 ページ | 所管 | 課等 | 措置通知日 |
|-----------------|--------|------------|------------------|---------|---|------------------|-----------|------------------|-----------|
| 1 | H20 | H29.11.30 | 第30号 | 意見【重 | 図 団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について | Р9 | · 創造都市推進局 | 観光交流課 | R5.11.27 |
| 2 | 1123 | 1129.11.50 | 20 00 | 意見【重 | 団体育成・運営支援型補助金等の チェック体制の構築について | P10 | | 都市交流室 | 110.11.21 |
| 3 | H30 | H31.2.28 | 第1号 | 指摘【重 | 行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの | P26 | 市民政策局 | 香川総合 | R5.11.8 |
| 4 | H30 | NS 1.2.20 | お15 | 指摘【重集 | 本来、「普通財産(土地)貸付台帳」を作成しなければならないところ、「行政財産使用許可台帳」の様式で作成を行っているものや、台帳の名称が異なっているもの | | 1 | センター | no.11.6 |
| 5 | R4 | R4.6.30 | 第15号 | 意見 | 見積業者の選定について | P11 | 環境局 | 環境指導課 適正処理対策室 | R5.12.1 |

告示番号 ・・・ 高松市監査委員告示の番号 Ж

・・・ 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。 Ж 指摘

・・・ 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。 * 意見

「平成29年度高松市監査実施計画」及び「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」 * 【重点】 に基づき、監査したもの。

≪参考≫平成29年度高松市監査実施計画(関係部分の抜粋)

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点(※1)にも留意しながら、市民目線に立った行政 監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関す る市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。 ア 事務事業は市民のニーブに対策している。

- 事務事業は市民のニーズに対応しているか。 経済性、効率性及び有効性(いわゆる3E)が確保された事務事業が執行されているか。
- 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。 市民に提示した市の取組方針(議会答弁、各種計画、公表文等)が、着実に実行されているか。 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

≪参考≫平成30年度高松市監査実施計画(関係部分の抜粋)

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理に

地方財政法第8条は、 「地方自治体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これ を運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用する

ことが求められている。 そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に 行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

措置通知No. No.1

指摘又は意見

| 監査実施年度/ 監査対象 | | 平成29年度/創造都市推進局 | | |
|-----------------|------------------------------------|--------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委員 | 員告示第30号 | 告示日 | 平成29年11月30日 |
| 区分 | 意見 | 【重点】 | | |
| 意見の項目 | 団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について | | | 行管理について |
| 意見の内容 | | ロードマップを | 策定するなど、団 | 規として、補助対象経費の見直し 体育成・運営支援型補助金等の見 |
| 公表文該当ページ | P9 | | | |
| 公表文へのリンク | https://www.city.ta s/1130z.pdf | ıkamatsu.kagawa.ip | o/kurashi/shinotoril | kumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.file |

| 措置通知日 | 令和5年11月27日 | |
|-------|--|--|
| 所管課等 | 創造都市推進局 観光交流課 都市交流室 | |
| 措置結果 | 定める補助金の見直しチェックリ て重点見直し対象の1項目として しないことを確認するなど、適正な なお、対象事業に係る補助金か り、かつ、自己財源や負担金の確 であること、また、減額や廃止に | 度から、高松市補助金等交付システム見直し基準にストを活用し、高松市補助金等の見直し方針においいる「補助金等の額が1/2を超えるもの」に該当議補助金の交付に努めている。 「、事業支援型補助金等の性質を強く持つものであいまり、補助金の負担割合が事業費の1/2以下より、地域や団体の交流活動の縮小・低下につながほにおいて、補助金額の見直しは行わないこととし |

措置通知No. No.2

指摘又は意見

| 監査実施年度/ 監査対象 | | 平成29年度/創造都市推進局 | | |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------|---|
| 告示番号 | 高松市監査委員 | 造品第30号 | 告示日 | 平成29年11月30日 |
| 区分 | 意見 | 【重 点】 | | |
| 意見の項目 | 団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について | | | 構築について |
| 意見の内容 | 出を義務付けると | ともに、補助事 | 業者の財務状況を | 財産目録等資産が分かる書類の提 踏まえた補助金額の算定を行うな の構築を検討されたい。 |
| 公表文該当ページ | P10 | | | |
| 公表文へのリンク | https://www.city.tal s/1130z.pdf | kamatsu.kagawa.jr | o/kurashi/shinotoril | kumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.file |

| 措置通知日 | 令和5年11月27日 | |
|-------|--|---|
| 所管課等 | 創造都市推進局 観光交流課 都市交流室 | |
| 措置結果 | 書類の提出や説明を求め、補助の場また、令和元年度から、高松市設定及び補助金の見直しチェック実施している。 | は、交付申請時や実績報告時に、財務諸表等の関連必要性や使途について確認している。 補助金等交付システム見直し基準に基づき、終期のリストの作成により、3年ごとに補助金の見直しをを継続することにより、補助事業者の財務状況を踏こととしている。 |

措置通知No. No.3

指摘又は意見

| 監査実施年度/ 監査対象 | | 平成30年度/市民政策局 | | |
|-----------------|--|--------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 告示番号 | 高松市監査委 | 員告示第1号 | 告示日 | 平成31年2月28日 |
| 区分 | 指摘 | 【重 点】 | | |
| 指摘の項目 | 行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの | | | |
| 指摘の内容 | 公有財産事務即職員)のチェック | | | を図るとともに、課内(特に管理 |
| 公表文該当ページ | P26 | | | |
| 公表文へのリンク | https://www.city.tas/teiki310228.pdf | akamatsu.kagawa.jp | o/kurashi/shinotorik | kumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.file |

| 措置通知日 | 令和5年11月8日 | |
|---------|-------------------|-------------------------|
| 所管課等 | 市民政策局 香川総合センター | |
| 措 置 結 果 | 確認を行い、当該台帳を作成するな | 規則の遵守については、周知徹底を図るとともに、 |

措置通知No. No.4

指摘又は意見

| 監査実施年度/ 監査対象 | | 平成30 | O年度/市民 | 政策局 | |
|-----------------|--|---|----------------------|---------------------------------------|--|
| 告示番号 | 高松市監査委 | 員告示第1号 | 告示日 | 平成31年2月28日 | |
| 区分 | 指摘 | 【重 点】 | | | |
| 指摘の項目 | | 本来、「普通財産(土地)貸付台帳」を作成しなければならないところ、「行政財産使用許可台帳」の様式で作成を行っているものや、台帳の名称が異なっているもの | | | |
| 指摘の内容 | | 双扱規則等の遵守 7体制を構築された | | を図るとともに、課内(特に管理 | |
| 公表文該当ページ | P26 | | | | |
| 公表文へのリンク | https://www.city.ta s/teiki310228.pdf | akamatsu.kagawa.ip | o/kurashi/shinotoril | kumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.file | |

| 措置通知日 | 令和5年11月8日 | |
|-------|-------------------|-------------------------|
| 所管課等 | 市民政策局 香川総合センター | |
| 措置結果 | を行い、当該台帳を作成するなど近 | 規則の遵守については、周知徹底を図るとともに、 |

措置通知No. No.5

指摘又は意見

| 監査実施年度/ 監査対象 | | 令和4年度/環境局 | | | |
|-----------------|---|--|-----|-----------|--|
| 告示番号 | 高松市監査委 | 員告示第15号 | 告示日 | 令和4年6月30日 | |
| 区分 | 意見 | | | | |
| 意見の項目 | 見積業者の選定について | | | | |
| 意見の内容 | 見積業者の選定については、一部の業者に偏重することなく、受注可能な業者が、 均等に受注機会を得られるよう、検討されたい。 | | | | |
| 公表文該当ページ | P11 | | | | |
| 公表文へのリンク | | L https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220630teikikansakekka.pdf | | | |

| 措置通知日 | 令和5年12月1日 | |
|---------|-------------------------------------|---|
| 所管課等 | 環境局 環境指導課 適正処理対策室 | |
| 措 置 結 果 | 用警告看板作成設置業務委託」に に登録されている全市内業者による | 11月及び5年11月に実施した「監視カメラ設置系る見積徴取において、物品等入札参加資格者名簿 協競争見積を行った。 「存を図った上で、業者選定することとした。 |